

キニナル! キャリアパス

入局後は、一つの課や部にとどまることなく、概ね2~3年程度を目安に各課を異動することによって、様々な分野の法律に携わりながら、各種研修や留学・出向などを経て、キャリアアップを図っていきます。

衆議院法制局には、海外及び国内の大学院への留学制度があるほか、諸外国の法制度や法制執務の調査研究を目的とする職員海外派遣もあります。また、衆議院事務局や省庁、地方公共団体への出向もあります。

若手職員としての業務をおおざっぱに言えば「たたきづくり」です。論点整理から条文化、国会答弁資料に至るまで、原案作成のほか、そのために必要な法令・判例・学説の調査などを行っています。自分が作った原案をベースに、課の全員で議論して成果物を作り上げていくので、立案全体の方向性にも影響する、やりがいのある業務です。また、議員との打合せに陪席し、その意向を聴き取ってほかの課員に伝えることも、若手職員の重要な役割です(場合によっては、議員から意見を聴かれることも!).

現在は、衆議院事務局委員部に出向中です。時として政治のダイナミズムに正面から向き合う衆議院法制局の業務に、議員と接する機会が多い委員会運営部門での経験を活かすことができるよう、勉強の毎日です。



佐藤 裕之
衆議院事務局委員部第六課
令和2年入局(令和5年より出向)



笠松 珠美
第一部第二課長 平成12年入局

課長は、議員や政党の依頼の趣旨を確認し、様々な論点や選択肢を提示しながら議員と議論を重ね、一緒に法制度設計を行っていくという対外的なやりとりの最前線を担っています。

課内では、課員の皆さんが作ってくれたたたき台を元に、よりよい成果物となるよう、アイデアを自由に出し合いながら課内会議を進めています。課員の皆さんの知識や経験、調査能力を活かしつつ、新しい経験によって更に成長できるようにすることを心がけています。このほか、課内の業務配分を行うとともに、業務内容や仕事の進め方、休暇の取得などの相談に乗っています。

元気に楽しみながら仕事をしてくれる課員の皆さんの姿を見るときに、やりがいと幸せを感じています。



吉澤 紀子
法制企画調整部長 平成6年入局

部長職になると、政党の会議での説明や質疑対応など、対外的な業務が重みを増してくるに加えて、課で作成した法律案の審査も担うようになります。依頼議員により質の高いアウトプットが返せるよう、条文の一言一句を丁寧に・厳格にみていきます。また、法制度設計に当たっては、当初から法制局長ら幹部に報告・相談するなど、幹部と部下の結節点となることが求められます。

もっとも、国会開会中は、どの課も忙しい毎日が続きます。課題の解決のために、部長も、課長も、課員も、みんなで一緒になって、時には法制局長も交えて、議論します。知的探究心の強い皆さんとの議論は、私にとって、大変刺激的で、多くを学ぶ、大切な場です。そうした議論を通じて心理的な垣根が取り払われていくのも、法制局のよき伝統だと思います。

現在、千葉県の総務部政策法務課に出向しており、主に政策条例の立案支援をしています。

条例は「法令に違反しない限りにおいて」制定できるとされており、その立案は、憲法だけでなく法令の枠内で政策を実現できるよう工夫が求められる点で、衆議院法制局での業務の応用編ともいえます。また、国会ではあまり触れることのない行政の視点を体験することができ、日々刺激を受けています。

このほか、政策法務課では、庁内各課からの法律相談への対応、県が関係する訴訟等への対応、文書管理等も所掌しています。副参事は、課の業務全てに関わり得る立場にあることから、幅広い法的素養が求められますが、衆議院法制局での経験が大いに役立っています。



加莉 立士
千葉県総務部政策法務課副参事
平成22年入局

議員からの立案依頼には、諸外国の法制度に着想を得たものも少なくありません。このような依頼に最善を尽くすための「引出し」を増やしたいとの思いから、私は、令和4年8月から、米国のコロンビア大学法科大学院において法律を学びました。

留学期間中には、契約法や刑事訴訟法等の授業を受けるとともに、憲法のゼミで現地学生と議論を交わし、米国法体系への理解を深めました。さらに、学生団体のボランティア活動や学生寮生活を通じて、法制度の背景にある文化や習慣を体感する機会を得ることができました。

衆議院法制局では、海外留学を含め様々な研修の機会が充実しており、また、自己研鑽を奨励する風土があります。是非、衆議院法制局の門を叩いていただければ幸いです。



小早川 太伸
法制企画調整部企画調整課
平成30年入局

海外・国内留学

衆議院法制局では、若手職員に対して、海外及び国内の大学院等への留学を通じ、高度で専門的な知識を身に着ける場を提供しています。



石引 康裕
第四部第二課 平成18年入局

課長補佐は、課内の立案業務等の中核を担います。法律案等の作成においては、課全体の作業日程を考慮しつつ、自ら起案するだけでなく、他の課員が作成した案についての確認や助言、課員間の意見の調整等を行い、全体としての原案を取りまとめます。また、対外的には、依頼議員の事務所や関係府省庁との連絡・調整において中心的な役割を担います。

法律案の立案においては、憲法への適合性、既存の法制度との整合性、成立後の実効性等の観点から、膨大な調査や検討が行われます。また、誤りが生じないよう、一字一句、入念な確認が必要となります。このため、各課員が持てる力を発揮し、議員の依頼に的確に応えることができるよう、日々心がけています。